

四 半 期 報 告 書

(第97期第1四半期)

北 海 道 電 力 株 式 会 社

札幌市中央区大通東1丁目2番地

四 半 期 報 告 書

- 1 本書は四半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された四半期レビュー報告書及び上記の四半期報告書と同時に提出した確認書を末尾に綴じ込んでおります。

目 次

頁

【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	2
第2 【事業の状況】	4
1 【事業等のリスク】	4
2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	4
3 【経営上の重要な契約等】	6
第3 【提出会社の状況】	7
1 【株式等の状況】	7
2 【役員の状況】	10
第4 【経理の状況】	11
1 【四半期連結財務諸表】	12
2 【その他】	21
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	21

四半期レビュー報告書

確認書

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2020年8月11日
【四半期会計期間】	第97期第1四半期(自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)
【会社名】	北海道電力株式会社
【英訳名】	Hokkaido Electric Power Company, Incorporated
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 藤 井 裕
【本店の所在の場所】	札幌市中央区大通東1丁目2番地
【電話番号】	011(251)1111
【事務連絡者氏名】	経理部経理センター資金会計グループ グループリーダー 南 真 人
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区丸の内1丁目6番5号 北海道電力株式会社 東京支社
【電話番号】	03(3217)0861
【事務連絡者氏名】	業務グループ グループリーダー 出 倉 到
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 証券会員制法人札幌証券取引所 (札幌市中央区南1条西5丁目14番地の1)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次		第96期 第1四半期 連結累計期間	第97期 第1四半期 連結累計期間	第96期
会計期間		自 2019年4月1日 至 2019年6月30日	自 2020年4月1日 至 2020年6月30日	自 2019年4月1日 至 2020年3月31日
売上高	(百万円)	178,577	173,845	748,468
経常利益	(百万円)	1,673	21,782	32,640
親会社株主に帰属する 四半期(当期)純利益	(百万円)	1,397	18,573	26,720
四半期包括利益又は包括利益	(百万円)	1,574	19,223	24,318
純資産額	(百万円)	226,373	264,719	247,381
総資産額	(百万円)	1,945,785	1,980,902	1,959,060
1株当たり四半期(当期)純利益	(円)	5.09	88.67	123.16
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益	(円)	—	—	—
自己資本比率	(%)	11.03	12.75	11.99

- (注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しているため、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載していない。
2 売上高には、消費税等は含まれていない。
3 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益については、潜在株式が存在しないため記載していない。

2 【事業の内容】

当社及び当社の関係会社は、当社、子会社14社及び関連会社7社により構成されている。

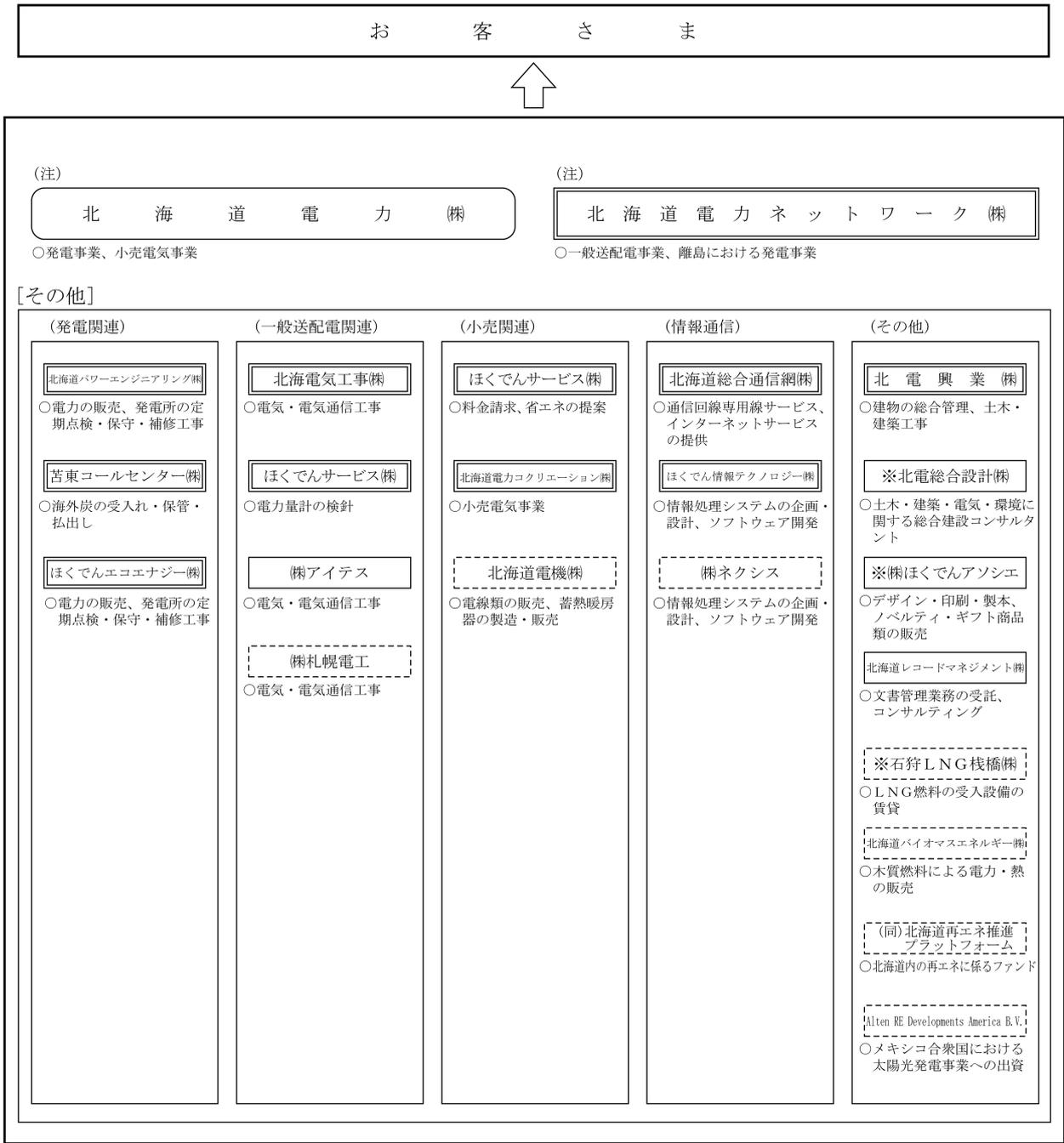
当社は、発電・小売電気事業等を営んでおり、また、子会社である北海道電力ネットワーク(株)は、一般送配電事業、離島における発電事業等を営んでいる。その他の関係会社は、発電、一般送配電、小売に関する事業、及び情報通信等の事業を営んでいる。

当第1四半期連結累計期間において、当社及び当社の関係会社が営む事業の内容について、重要な変更はない。また、主要な関係会社に異動はない。

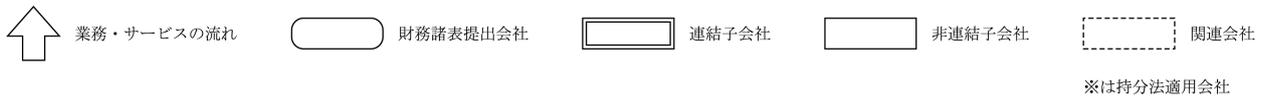
なお、当第1四半期連結会計期間より報告セグメントの区分を変更している。詳細は、「第4 経理の状況 1 四半期連結財務諸表 注記事項 セグメント情報等 セグメント情報 2 報告セグメントの変更等に関する事項」に記載している。

以上述べた事項を事業系統図によって示すと、次のとおりである。

[事業系統図]



(注) 北海道電力ネットワーク株式会社は、2020年4月1日に北海道電力株式会社の一般送配電事業等を会社分割により承継し、同日付で北海道電力送配電事業分割準備株式会社から商号変更した。



上記の関係会社のうち、ほくでんグループは出資、人事及び取引等の関係から、グループ本社である北海道電力株式会社と特に密接な関係にある会社で、本社がグループ会社として指定する以下の会社（14社）で構成される。

北海道電力ネットワーク株式会社、北海道電気工事株式会社、北電興業株式会社、北電総合設計株式会社、北海道パワーエンジニアリング株式会社、苫東コールセンター株式会社、ほくでんエコエナジー株式会社、ほくでんサービス株式会社、北海道総合通信網株式会社、ほくでん情報テクノロジー株式会社、株式会社ほくでんアソシエ、石狩LNG棧橋株式会社、北海道電力コクリエーション株式会社、北海道レコードマネジメント株式会社

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の異常な変動等はない。また、前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について重要な変更はない。

2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績の分析

当第1四半期連結累計期間の売上高は、前年同四半期連結累計期間に比べ47億32百万円（△2.6%）減の1,738億45百万円となり、これに営業外収益を加えた経常収益は、48億74百万円（△2.7%）減の1,744億19百万円となった。これは、再生可能エネルギーの固定価格買取制度の影響などによる増加はあったが、新型コロナウイルス感染症の影響等による販売電力量の減少などによるものである。小売販売電力量は、お客さまニーズを捉えた営業活動の推進により当社に切り替えていただく高圧・特別高圧のお客さまが着実に増加しているものの、新型コロナウイルス感染症の影響等による業務用需要のお客さまの休業および産業用需要のお客さまの生産減による電力需要の減少影響などから、対前年同四半期連結累計期間伸び率△3.5%となった。他社販売電力量は、卸電力取引所への販売が減少したことなどから、対前年同四半期連結累計期間伸び率△16.8%となった。

一方、経常費用は、前年同四半期連結累計期間に比べ249億84百万円（△14.1%）減の1,526億36百万円となった。

以上により、経常利益は、前年同四半期連結累計期間に比べ201億9百万円増の217億82百万円となった。これは、新型コロナウイルス感染症の影響等による販売電力量の減少はあったが、火力発電所の定期検査がなかったことに伴う修繕費の減少や、固定資産税の減少などによるものである。また、親会社株主に帰属する四半期純利益は、前年同四半期連結累計期間に比べ171億75百万円増の185億73百万円となった。

セグメント別の経営成績(セグメント間取引消去前)は、次のとおりである。

なお、当第1四半期連結会計期間より、セグメント区分を変更しており、前年同四半期連結累計期間との比較は行っていない。

① 北海道電力

売上高は1,611億76百万円となり、経常利益は新型コロナウイルス感染症の影響等による販売電力量の減少はあったが、当第1四半期連結累計期間は火力発電所の定期検査がなかったことで修繕費の水準が低位にとどまったことなどから、230億53百万円となった。

② 北海道電力ネットワーク

売上高は606億18百万円となり、経常利益は節電や省エネルギー意識の定着に加え、新型コロナウイルス感染症の影響による電力需要の減少などもあり、77百万円となった。

③ その他

売上高は251億8百万円となり、経常損益は主に建設業において売上に対して費用計上が行ったことなどから、6億16百万円の損失となった。

(参考情報)

① 発電実績

種別		当第1四半期連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)	対前年同期増減率 (%)	
発電電力量	自社	水力発電電力量 (百万kWh)	1,153	8.7
		火力発電電力量 (百万kWh)	3,753	△1.9
		原子力発電電力量 (百万kWh)	—	—
		新エネルギー等発電電力量 (百万kWh)	40	37.5
		計 (百万kWh)	4,946	0.6
	他社受電電力量 (百万kWh)	1,511	△11.6	
	揚水発電所の揚水用電力量 (百万kWh)	△89	△2.5	
	合計 (百万kWh)	6,368	△2.5	
出水率(自流)	(%)	90.0	—	

- (注) 1 他社受電電力量には、連結子会社の北海道パワーエンジニアリング㈱及びほくでんエコエナジー㈱からの受電電力量が含まれている。
- 2 他社受電電力量には、期末日において未確定であるインバランス電力量は含んでいない。
- 3 揚水発電所の揚水用電力量とは貯水池運営のための揚水用に使用する電力である。
- 4 出水率は、自社の1989年度から2018年度までの当該累計期間の30ヶ年平均に対する比である。

② 販売実績

種別		当第1四半期連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)	対前年同期増減率 (%)	
販売電力量 (百万kWh)	小売	電灯	2,112	△1.4
		電力	379	△6.1
		計	2,491	△2.1
	高圧・特別高圧	2,598	△4.7	
	合計	5,089	△3.5	
	他社販売	796	△16.8	
料金収入 (百万円)	電灯・電力料	121,470	△4.8	
	地帯間・他社販売電力料	6,185	△39.1	
	託送収益	8,214	△6.6	

(注) 上記料金収入には消費税等は含まれていない。

(2) 財政状態の分析

[資産]

当第1四半期連結会計期間末の総資産は、前連結会計年度末に比べ218億41百万円増の1兆9,809億2百万円となった。これは、設備投資が減価償却費を下回ったことによる電気事業固定資産の減少などはあったが、現金及び預金などの流動資産の増加などによるものである。

[負債]

当第1四半期連結会計期間末の負債合計は、前連結会計年度末に比べ45億3百万円増の1兆7,161億82百万円となった。これは、工事代の支払いによる未払債務の減少などはあったが、有利子負債の増加などによるものである。

[純資産]

当第1四半期連結会計期間末の純資産合計は、前連結会計年度末に比べ173億38百万円増の2,647億19百万円となった。これは、配当金の支払いなどはあったが、親会社株主に帰属する四半期純利益の計上などによるものである。

以上の結果、当第1四半期連結会計期間末の自己資本比率は前連結会計年度末の12.0%から0.7ポイント増加し、12.7%となった。

(3) 経営方針・経営戦略等

当第1四半期連結累計期間において、ほくでんグループの経営方針・経営戦略等について、重要な変更はない。

(4) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当第1四半期連結累計期間において、ほくでんグループが優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題について、重要な変更はない。

(5) 研究開発活動

当第1四半期連結累計期間における研究開発費の総額は、626百万円である。

(6) 従業員の状況

① 連結会社の状況

当第1四半期連結累計期間において、連結会社の従業員数の著しい増減はない。

② 提出会社の状況

当第1四半期累計期間において、当社の従業員数は前事業年度末から2,784名減少し、2,432名となっている(2020年6月30日現在)。これは、2020年4月1日に、当社が営む一般送配電事業、離島における発電事業等を会社分割の方法によって「北海道電力ネットワーク(株)」に承継させたことにより減少したものである。

3 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等はない。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	495,000,000
B種優先株式	470
計	495,000,000

(注) 当社の各種類株式の発行可能種類株式総数の合計は495,000,470株であるが、上記の「計」の欄では、当社定款に定める発行可能株式総数495,000,000株を記載している。なお、当社が、実際に発行できる株式の総数は、発行可能株式総数の範囲内である。また、発行可能種類株式総数の合計と発行可能株式総数の一致については、会社法上要求されていない。

② 【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末 現在発行数(株) (2020年6月30日)	提出日現在 発行数(株) (2020年8月11日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	215,291,912	215,291,912	東京証券取引所 (市場第一部) 札幌証券取引所	単元株式数は100株である。
B種優先株式	470	470	非上場	単元株式数は1株である。 (注)
計	215,292,382	215,292,382	—	—

(注) B種優先株式の内容

(1) 優先配当金

① B種優先配当金

当社は、剰余金の配当（B種優先中間配当金（⑤に定義する。以下同じ。）を除く。）を行うときは、当該配当に係る基準日現在の株主名簿に記録された最終のB種優先株式を有する株主（以下「B種優先株主」という。）又はB種優先株式の登録株式質権者（以下「B種優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）又は普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、B種優先株式1株につき②に定める額の剰余金（以下「B種優先配当金」という。）を配当する。ただし、当該配当に係る基準日を含む事業年度に属する日を基準日として、B種優先配当金の全部又は一部の配当（③に定める累積未払B種優先配当金の配当を除き、B種優先中間配当金を含む。）がすでに行われているときは、かかる配当の累積額を控除した額とする。

② B種優先配当金の額

B種優先配当金の額は、1株につき3,000,000円とする（ただし、B種優先株式につき、株式の分割、株式の併合、株式無償割当て又はこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。以下同じ。）。

③ 累積条項

ある事業年度に属する日を基準日として、B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対して支払う1株当たり剰余金の配当（以下に定める累積未払B種優先配当金の配当を除き、B種優先中間配当金を含む。）の額の合計額が当該事業年度に係るB種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は、当該事業年度の翌事業年度の初日（同日を含む。）以降、実際に支払われた日（同日を含む。）まで、年率3.0%で1年毎の複利計算により累積する。なお、当該計算は、1年を365日とした日割計算により行うものとし、除算は最後に行い、円位未満小数第1位まで計算し、その小数第1位を四捨五入する。累積した不足額（以下「累積未払B種優先配当金」という。）については、B種優先配当金、B種優先中間配当金及び普通株主若しくは普通登録株式質権者に対する配当金に先立って、これをB種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対して支払う。

④ 非参加条項

B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対しては、B種優先配当金を超えて剰余金を配当しない。ただし、当社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号ロ若しくは同法第760条第7号ロに規定される剰余金の配当又は当社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第12号ロ若しくは同法第765条第1項第8号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

⑤ B種優先中間配当金

当社は、毎年9月30日を基準日として剰余金の配当を行うときは、毎年9月30日現在の株主名簿に記録された最終のB種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、B種優先株式1株につき当該基準日の属する事業年度におけるB種優先配当金の額の2分の1に相当する額（1円に満たない金額は切り上げる。）（以下「B種優先中間配当金」という。）を配当する。

(2) 残余財産の分配

当社は、残余財産を分配するときは、B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、B種優先株式1株当たりの残余財産分配価額として、以下の算式に基づいて算出される額（以下「基準価額」という。）を支払う。ただし、B種優先株式につき、株式の分割、株式の併合、株式無償割当て又はこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。

（基準価額算式）

1株当たりの残余財産分配価額

$$= 100,000,000円 + \text{累積未払B種優先配当金} \\ + \text{前事業年度未払B種優先配当金} + \text{当事業年度未払B種優先配当金額}$$

上記算式における「累積未払B種優先配当金」は、残余財産分配がなされる日（以下「残余財産分配日」という。）を実際に支払われた日として、(1)③に従い計算される額の合計額とし、「前事業年度未払B種優先配当金」は、基準日の如何にかかわらず、残余財産分配日の属する事業年度の前事業年度（以下(2)において「前事業年度」という。）に係るB種優先配当金のうち、残余財産分配日までに実際に支払われていないB種優先配当金がある場合における当該前事業年度に係るB種優先配当金の不足額（ただし、累積未払B種優先配当金に含まれる場合を除く。）とし、また、「当事業年度未払B種優先配当金額」は、残余財産分配日の属する事業年度の初日（同日を含む。）以降、残余財産分配日（同日を含む。）までの期間について適用あるB種優先配当金の額を当該期間の実日数で日割計算して算出される金額（ただし、残余財産分配日が2019年3月31日に終了する事業年度に属する場合は、3,000,000円）から、残余財産分配日の属する事業年度の初日（同日を含む。）以降に支払われたB種優先中間配当金がある場合におけるB種優先中間配当金の額を控除した金額とする。

なお、当該計算は、1年を365日とした日割計算により行うものとし、除算は最後に行い、円位未満小数第1位まで計算し、その小数第1位を四捨五入する。

B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対しては、上記のほか残余財産の分配を行わない。

(3) 議決権

B種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。

(4) 種類株主総会における決議

当社が会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合においては、法令に別段の定めのある場合を除き、B種優先株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない旨、当社定款に規定している。

(5) 株式の併合又は分割、募集株式の割当て等

当社は、法令に定める場合を除き、B種優先株式について株式の分割又は併合を行わない。当社は、B種優先株主には、募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また、株式無償割当て又は新株予約権無償割当てを行わない。

(6) 金銭を対価とする取得請求権

B種優先株主は、当社に対し、2018年8月1日以降いつでも、金銭を対価としてB種優先株式の全部又は一部を取得することを請求することができる（当該請求をした日を、以下「金銭対価取得請求権取得日」という。）。当社は、この請求がなされた場合には、B種優先株式の全部又は一部を取得するのと引換えに、金銭対価取得請求権取得日における会社法第461条第2項所定の分配可能額を限度として、法令上可能な範囲で、金銭対価取得請求権取得日に、B種優先株主に対して、次に定める取得価額の金銭の交付を行うものとする。ただし、分配可能額を超えてB種優先株主から取得請求があった場合、取得すべきB種優先株式は取得請求される株数に応じた比例按分の方法により決定する。

B種優先株式1株当たりの取得価額は、(2)に定める基準価額算式に従って計算される。なお、(6)において取得価額を算出する場合は、(2)に定める基準価額の計算における「残余財産分配日」を「金銭対価取得請求権取得日」と読み替えて、基準価額を計算する。

(7) 金銭を対価とする取得条項

当社は、2018年8月1日以降の日で、当社の取締役会が別に定める日が到来したときは、当該日において、B種優先株主又はB種登録株式質権者の意思にかかわらず、法令上可能な範囲で、次に定める取得価額の金銭の交付と引換えにB種優先株式の全部又は一部を取得することができる（以下当該取得を行う日を「金銭対価取得条項取得日」という。）。なお、一部取得するときは、比例按分又はその他当社の取締役会が定める合理的な方法による。

B種優先株式1株当たりの取得価額は、(2)に定める基準価額算式に従って計算される。なお、(7)において取得価額を算出する場合は、(2)に定める基準価額の計算における「残余財産分配日」を「金銭対価取得条項取得日」と読み替えて、基準価額を計算する。

(8) 株券等の譲渡制限

当社とB種優先株式の割当先である株式会社日本政策投資銀行及び株式会社みずほ銀行（以下「割当先」という。）との間で締結された2018年4月27日付の各投資契約において、割当先との間で、金銭を対価とする取得請求権の行使が可能となるまでの間は、当社の事前の承諾無く本優先株式の全部又は一部の譲渡ができない旨、合意している。

(9) 議決権を有しないこととしている理由

資本増強にあたり、既存株主への影響を考慮したものである。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

該当事項なし

② 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項なし

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項なし

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金 増減額 (百万円)	資本金 残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2020年4月1日～ 2020年6月30日	—	215,292,382	—	114,291	—	—

(5) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はない。

(6) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の議決権の状況については、株主名簿の記載内容が確認できず、記載することができないことから、直前の基準日である2020年3月31日現在で記載している。

① 【発行済株式】

2020年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	B種優先株式 470	—	1(1)②「発行済株式」の内容の記載を参照
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 9,789,500	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 204,581,600	2,045,816	—
単元未満株式	普通株式 920,812	—	1単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	215,292,382	—	—
総株主の議決権	—	2,045,816	—

(注) 1 「完全議決権株式(自己株式等)」欄は、全て当社保有の自己株式である。

2 「完全議決権株式(その他)」欄に、証券保管振替機構名義の株式2,000株(議決権20個)が含まれている。

3 「単元未満株式」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式56株及び当社所有の自己株式4株が含まれている。

② 【自己株式等】

2020年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 北海道電力株式会社	札幌市中央区大通東1丁目2番地	9,789,500	—	9,789,500	4.55
計	—	9,789,500	—	9,789,500	4.55

(注) 1 株主名簿上は当社名義となっているが、実質的に所有していない株式が100株(議決権1個)あり、当該株式数は上記①「発行済株式」の「完全議決権株式(その他)」欄に含まれている。

2 2020年6月30日現在における自己株式は、9,789,959株(単元未満株式を含む。)である。

2 【役員状況】

該当事項なし

第4 【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に準拠し、「電気事業会計規則」（昭和40年通商産業省令第57号）に準じて作成している。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間(2020年4月1日から2020年6月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(2020年4月1日から2020年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人の四半期レビューを受けている。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (2020年6月30日)
資産の部		
固定資産	1,768,926	1,761,328
電気事業固定資産	1,214,542	1,203,590
水力発電設備	210,579	207,598
汽力発電設備	196,753	192,669
原子力発電設備	177,962	173,369
送電設備	185,122	184,096
変電設備	105,017	107,498
配電設備	286,017	285,592
業務設備	46,139	46,217
その他の電気事業固定資産	6,949	6,548
その他の固定資産	54,914	53,498
固定資産仮勘定	169,986	172,512
建設仮勘定	159,373	161,818
除却仮勘定	138	219
使用済燃料再処理関連加工仮勘定	10,473	10,473
核燃料	217,283	217,882
加工中等核燃料	217,283	217,882
投資その他の資産	112,200	113,844
長期投資	46,020	48,686
退職給付に係る資産	13,098	13,296
繰延税金資産	41,828	40,708
その他	11,318	11,210
貸倒引当金（貸方）	△66	△57
流動資産	190,133	219,573
現金及び預金	57,490	78,834
受取手形及び売掛金	88,918	85,245
たな卸資産	36,232	37,500
その他	7,896	18,449
貸倒引当金（貸方）	△404	△456
合計	1,959,060	1,980,902

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (2020年6月30日)
負債及び純資産の部		
負債の部		
固定負債	1,316,678	1,357,945
社債	610,000	635,000
長期借入金	554,234	571,033
退職給付に係る負債	37,765	37,464
資産除去債務	100,957	101,537
その他	13,720	12,909
流動負債	393,210	356,714
1年以内に期限到来の固定負債	167,938	148,724
短期借入金	45,000	45,250
コマーシャル・ペーパー	40,000	50,000
支払手形及び買掛金	42,682	35,807
未払税金	12,754	11,246
その他	84,834	65,686
特別法上の引当金	1,790	1,521
過水準備引当金	1,790	1,521
負債合計	1,711,679	1,716,182
純資産の部		
株主資本	241,409	258,249
資本金	114,291	114,291
資本剰余金	47,786	47,786
利益剰余金	97,537	114,378
自己株式	△18,206	△18,206
その他の包括利益累計額	△6,490	△5,765
その他有価証券評価差額金	△669	△424
繰延ヘッジ損益	7	△11
退職給付に係る調整累計額	△5,827	△5,329
非支配株主持分	12,461	12,234
純資産合計	247,381	264,719
合計	1,959,060	1,980,902

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自2019年4月1日 至2019年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自2020年4月1日 至2020年6月30日)
営業収益	178,577	173,845
電気事業営業収益	171,023	166,214
その他事業営業収益	7,553	7,630
営業費用	174,458	149,332
電気事業営業費用	167,487	142,402
その他事業営業費用	6,970	6,929
営業利益	4,119	24,513
営業外収益	716	574
受取配当金	351	379
受取利息	5	38
その他	359	155
営業外費用	3,162	3,304
支払利息	2,684	2,728
持分法による投資損失	126	105
その他	352	470
四半期経常収益合計	179,294	174,419
四半期経常費用合計	177,620	152,636
経常利益	1,673	21,782
繰水準備金引当又は取崩し	△480	△268
繰水準備引当金取崩し(貸方)	△480	△268
税金等調整前四半期純利益	2,153	22,051
法人税、住民税及び事業税	△138	2,465
法人税等調整額	1,058	1,106
法人税等合計	919	3,572
四半期純利益	1,233	18,478
非支配株主に帰属する四半期純損失(△)	△163	△94
親会社株主に帰属する四半期純利益	1,397	18,573

【四半期連結包括利益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)
四半期純利益	1,233	18,478
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	△464	249
繰延ヘッジ損益	—	△18
退職給付に係る調整額	805	513
その他の包括利益合計	341	744
四半期包括利益	1,574	19,223
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	1,605	19,298
非支配株主に係る四半期包括利益	△30	△74

【注記事項】

(追加情報)

(連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用)

当社及び一部の連結子会社は、「所得税法等の一部を改正する法律」(令和2年法律第8号)において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」(実務対応報告第39号 2020年3月31日)第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 平成30年2月16日)第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいている。

(新型コロナウイルス感染症の影響について)

2020年度第1四半期の販売電力量については、新型コロナウイルス感染症の影響等による業務用需要のお客さまの休業および産業用需要のお客さまの生産減による小売販売電力量の減少に加え、市場価格の低下等による他社販売電力量の減少の影響は見られたものの、全体として大きな影響は生じていない。

今後の影響として、本年5月25日には国による緊急事態宣言が解除され、北海道内の生活・経済活動に一部回復の兆しが見られるものの、緊急事態宣言解除後の生活動向や国や地方自治体の経済対策による景気への影響など家庭用や業務用需要の動向に加え、世界経済の影響を受ける産業用需要の動向も見極めることが現時点では困難な状況にある。また、販売電力量への影響のほか当社の業務全般への影響を見極めることは依然として困難な状況にある。

繰延税金資産の見積りを行う上での新型コロナウイルス感染症の影響については、現時点で、回収可能性の判断に重要な影響を及ぼすことはないと判断しているが、感染症が長期化・拡大した場合には、電気事業における販売電力量等に影響が生じ、繰延税金資産の回収可能性の判断に影響が及ぶことで、当連結会計年度以降の経営成績に重要な影響を与える可能性がある。

(四半期連結貸借対照表関係)

偶発債務

(1) 日本原燃株式会社

(株)日本政策投資銀行ほかからの借入金に対する保証債務

前連結会計年度 (2020年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (2020年6月30日)
34,086百万円	33,764百万円

(2) 従業員

財形住宅融資による(株)みずほ銀行ほかからの借入金に対する連帯保証債務

前連結会計年度 (2020年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (2020年6月30日)
4,156百万円	3,848百万円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成していない。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費（のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。）は、次のとおりである。

	前第1四半期連結累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)
減価償却費	18,349百万円	19,417百万円

(株主資本等関係)

前第1四半期連結累計期間（自 2019年4月1日 至 2019年6月30日）

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2019年6月26日 定時株主総会	普通株式	2,055	10	2019年3月31日	2019年6月27日	利益剰余金
	B種優先株式	1,410	3,000,000	2019年3月31日	2019年6月27日	利益剰余金

当第1四半期連結累計期間（自 2020年4月1日 至 2020年6月30日）

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2020年6月25日 定時株主総会	普通株式	1,027	5	2020年3月31日	2020年6月26日	利益剰余金
	B種優先株式	705	1,500,000	2020年3月31日	2020年6月26日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

I 前第1四半期連結累計期間(自 2019年4月1日 至 2019年6月30日)

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント		その他	計	調整額(注1)	四半期連結 損益計算書 計上額(注2)
	電気事業					
売上高						
外部顧客への売上高	171,023		7,553	178,577	—	178,577
セグメント間の内部売上高 又は振替高	340		19,085	19,425	△19,425	—
計	171,363		26,639	198,003	△19,425	178,577
セグメント利益又は セグメント損失(△)	3,802		△24	3,778	340	4,119

(注) 1 セグメント利益又はセグメント損失(△)の調整額340百万円は、セグメント間取引消去によるものである。

2 セグメント利益又はセグメント損失(△)は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っている。

II 当第1四半期連結累計期間(自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)

1 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他 (注1)	合計	調整額 (注2)	四半期連結 損益計算書 計上額(注3)
	北海道電力	北海道電 力ネット ワーク	計				
売上高							
外部顧客への売上高	145,585	20,736	166,322	7,522	173,845	—	173,845
セグメント間の内部売上高 又は振替高	15,590	39,881	55,471	17,585	73,057	△73,057	—
計	161,176	60,618	221,794	25,108	246,903	△73,057	173,845
セグメント利益又は セグメント損失(△)	23,053	77	23,130	△616	22,513	△730	21,782

(注) 1 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、その他の連結子会社等を含んでいる。

2 セグメント利益又はセグメント損失(△)の調整額△730百万円は、セグメント間取引消去によるものである。

3 セグメント利益又はセグメント損失(△)は、四半期連結損益計算書の経常利益と調整を行っている。

2 報告セグメントの変更等に関する事項

当社は、2015年6月に改正された電気事業法（2020年4月1日施行）に基づき、2020年4月1日付で送配電事業部門を別会社化（以下、「法的分離」という。）した。

法的分離の実施にあたっては、送配電事業の中立性確保や安定供給の維持を大前提に、グループの総合力・効率性を発揮できる業務運営体制を構築する観点から、当社はコーポレート機能（グループにおける本社機能）及び発電・小売電気事業を保有する事業持株会社となり、送配電事業を北海道電力ネットワーク株式会社（2020年4月1日付で北海道電力送配電事業分割準備株式会社から商号変更）に承継した。

これに伴い、当第1四半期連結会計期間より、報告セグメントを、従来、当社が主たる事業として展開していた「電気事業」から、上記会社別機能に応じた「北海道電力」及び「北海道電力ネットワーク」に変更している。

また、報告セグメントの利益は、法的分離に伴い、「北海道電力」と「北海道電力ネットワーク」二社の経常利益を中心に業績の評価を行うこととしたことから、従来の「営業利益」から「経常利益」へ変更している。

なお、2020年4月より法的分離を実施していることから、前第1四半期連結累計期間のセグメント情報については、当第1四半期連結累計期間におけるセグメント区分に基づいて作成するために必要な情報を遡って入手することが困難なため、次のとおり、当第1四半期連結累計期間を前連結会計年度の区分方法に基づき作成している。

(単位：百万円)

	報告セグメント	その他	計	調整額(注1)	四半期連結損益計算書計上額(注2)
	電気事業				
売上高					
外部顧客への売上高	166,214	7,630	173,845	—	173,845
セグメント間の内部売上高又は振替高	493	15,427	15,920	△15,920	—
計	166,707	23,058	189,765	△15,920	173,845
セグメント利益又はセグメント損失(△)	24,897	△607	24,289	223	24,513

(注) 1 セグメント利益又はセグメント損失(△)の調整額223百万円は、セグメント間取引消去によるものである。

2 セグメント利益又はセグメント損失(△)は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っている。

(企業結合等関係)

共通支配下の取引等

当社は、2020年4月1日付で、当社が営む一般送配電事業、離島における発電事業及びこれらに附帯関連する事業を会社分割の方法によって「北海道電力ネットワーク株式会社（2020年4月1日付で北海道電力送配電事業分割準備株式会社から商号変更）」へ承継した。

(1) 取引の概要

① 対象となった事業の名称及び当該事業の内容

一般送配電事業、離島における発電事業及びこれらに附帯関連する事業

② 企業結合日

2020年4月1日

③ 企業結合の法的形式

当社を分割会社とし、当社の100%子会社である北海道電力ネットワーク株式会社を承継会社とする吸収分割である。

④ 結合後企業の名称

北海道電力ネットワーク株式会社

⑤ その他取引の概要に関する事項

2015年6月に改正された電気事業法（2020年4月1日施行）に基づき、送配電事業部門を別会社化（以下、「法的分離」という。）した。

法的分離の実施にあたっては、送配電事業の中立性確保や安定供給の維持を大前提に、グループの総合力・効率性を発揮できる業務運営体制を構築する観点から、当社はコーポレート機能（グループにおける本社機能）及び発電・小売電気事業を保有する事業持株会社となり、送配電事業を北海道電力ネットワーク株式会社に承継した。

(2) 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成31年1月16日）等に基づき、共通支配下の取引として処理している。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりである。

項目	前第1四半期連結累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)
1株当たり四半期純利益	5.09円	88.67円
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益 (百万円)	1,397	18,573
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	351	351
(うち優先株主に帰属する金額) (百万円)	(351)	(351)
普通株式に係る親会社株主に帰属する 四半期純利益 (百万円)	1,045	18,221
普通株式の期中平均株式数 (千株)	205,509	205,502

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式が存在しないため記載していない。

2 【その他】

該当事項なし

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項なし

独立監査人の四半期レビュー報告書

2020年8月11日

北海道電力株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
札幌事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 藤原 明 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 春日 淳志 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 藤森 允浩 印

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている北海道電力株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（2020年4月1日から2020年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（2020年4月1日から2020年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、北海道電力株式会社及び連結子会社の2020年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき四半期連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 四半期連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・ 四半期連結財務諸表に対する結論を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、四半期連結財務諸表の四半期レビューに関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2 XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。

【表紙】

【提出書類】 確認書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の8第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2020年8月11日

【会社名】 北海道電力株式会社

【英訳名】 Hokkaido Electric Power Company, Incorporated

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 藤 井 裕

【最高財務責任者の役職氏名】 _____

【本店の所在の場所】 札幌市中央区大通東1丁目2番地

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)
証券会員制法人札幌証券取引所
(札幌市中央区南1条西5丁目14番地の1)

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

代表取締役社長 藤井裕は、当社の第97期第1四半期（自 2020年4月1日 至 2020年6月30日）の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認しました。

2 【特記事項】

特記すべき事項はありません。